佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金について

本市では、特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、成虫の発生源となる被害木を伐採する者に対し、市が予算の範囲内で費用の一部を補助します。

1 補助金を受けることのできる方(申請者)

補助金を受けるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 市内に住所を有し、かつ市内に存する被害木を所有又は管理する者
- (2) 自己所有の被害木を伐採し、費用が発生した者
- (3) 県作成の「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」及び「クビアカツヤカミキリ被害木の伐採後の処置について」に基づいて適切に実施したもの
- (4)補助金の交付申請時において、市税の滞納がない者
- (5) 同年度に佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金を受けていないもの
- (6)補助金の交付は同一世帯に対し同年度に1回限りとする。
- (7) 営利法人は対象外とする。
- (8) 果樹園は対象外とする。

2 補助の対象となる経費

- (1)被害木の伐採に要する費用
- (2) 伐採後の被害木の運搬費用
- (3) 伐採後の被害木の処分費用(チップ化、焼却)
- (4) 伐採後の被害木の燻蒸費用
 - ※この場合、被害木の対策が完了していることから、(2)、(3)の費用は対象外となります。
- (5) 伐採後の切り株の逸出防止措置費用 ※この場合、ビニールシートでの被覆に限ります。

(注意)

所有者等自らが伐採等を実施する場合、器具の購入費用は補助の対象外となります。

3 補助金額

補助対象経費の3分の2以内の金額(千円未満切捨て)

- (1) 個人が所有又は管理する被害木 上限 10 万円
- (2) 個人以外が所有又は管理する被害木 上限 20 万円 ※営利法人は対象外となります。

4 申請にあたっての注意事項

- (1)補助金の受付は予算の範囲内です。補助額が予算額に到達した時点で終了となります。
- (2) 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (3) 申請書類を記入するときは、摩擦熱によりインクの色が無色に変わる筆記用具を使用しないでください。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがあります。

5 申請期間・伐採期間

(1)申請期間:令和5年4月1日~令和6年2月29日

(2) 伐採期間:令和5年9月1日~令和6年2月29日

6 申請から交付までの流れ

- (1) 「佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金事業計画書(様式第1号)」を提出してください。補助対象となる経費の見積書を添付してください。
 - ※伐根の費用は対象外となりますので、伐根をされる場合は伐根費用を除いた見積書を提出してください。
 - ※見積書は補助対象事業に〇をつけられた明細がわかるように作成を依頼してください。伐採一式 や、運搬料処分費を含むといったそれぞれの明細がわからない見積書は不可です。
 - ※補助対象事業の「切断」とは伐採木を焼却施設の定める大きさ等に切断するものです。
- (2) 伐採予定場所へ環境政策課が現地確認をします。その際は、立ち合いが必要となります。
- (3) 現地確認の結果、被害木と確認できた場合は、「佐野市クビアカツヤカミキリ被害木の認定に関する通知」を送付します。
- (4) 伐採期間内(令和5年9月1日~令和6年2月29日)に補助対象事業を実施してください。
- (5)補助対象事業実施後、令和6年2月29日までに添付書類を添えて「佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)」を提出してください。

〇添付書類

- ①佐野市クビアカツヤカミキリ被害木の認定に関する通知
- ②被害木の伐採等に係る領収書の写し(領収日が記載されているもの)
- ③補助対象経費の詳細が確認できる書類
- ④被害木の現況写真

ア 施工前の被害状況が確認できるもの

- イ 施工状況及び施工完了が確認できるもの
- ⑤その他市長が必要と認める書類
- (6)書類の精査後、補助金の交付を決定した場合は、「佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金交付決定通知書」を送付します。
- (7) 交付決定通知書を送付後、1~2ヶ月以内に指定の口座に補助金を振り込みます。

〇問い合わせ先

環境政策課(〒327-0812 佐野市町谷町206-13) 電話番号 0283-20-3013